

平和と人権

— 解放論としての平和学

岡 本 三 夫

平和研究が欧米諸国に誕生した一九六〇年代当時の最大の関心は、グローバルな米ソ核戦争の回避にあった。二十世紀が経験した二つの世界戦争をはるかに上回る規模の、しかもいわば人類の存亡を賭けた地球的規模の大殺戮戦争の可能性は、資本主義と共産主義という政治経済システムならびにイデオロギー上の相違を超えた黙示録的な大問題であり、何としても回避されなければならぬ至上の実存的課題だった。同時に、朝鮮戦争をはじめとするローカルな戦争は南アジア、アフリカ、中南米などの各地域で起きており、米ソ両陣営が厳しく対峙するという冷戦構造の中では地域国家間の武力衝突や民族紛争がグローバルな大戦争へと連動する危険性は常にあったから、核戦争ではない従来型戦争の防止もまた平和研究の重要な課題として認識され、紛争の非暴力的・平和的解決の研究にエネルギーが注がれた。

しかし、IPRA(国際平和研究学会)の設立総会に集ったインドのスガタ・ダスグプタを始めとする途上国の研究者は、途上国を戦場にして頻発している従来型戦争の研究は重要だとして認めながらも、いつ起こるか分からない可能性としての核戦争問題への過剰な関心に対しては疑問を提起し、それよりも、彼らの母国の現実である低開発、貧困、政治的抑圧

といった日常的で、過酷な「非平和」(peacelessness) 状況こそが、平和学の根幹をなすテーマではないかと主張した。⁽¹⁾
 ダスグプタらの問題提起が初期の平和研究に大きな波紋を投げかけたことはいまでもない。後でも触れる機会があるが、北欧で育った若手の研究者たちは、資本主義的搾取構造下における武力闘争は抑圧された民衆の正義の闘いであり、これをしも紛争解決研究の名の下にネガティブに捉え、「平和的な解決」を目指すことは「鎮圧の論理」の正当化ではないかと考え、真の意味での平和研究は同時に革命研究でなければならぬと結論するに至った。⁽²⁾

極度に過酷な搾取状況の下における民衆の反乱は、権力に奉仕する警察や軍隊の暴力行使との対抗上、暴力を伴う場合が多い。民衆の反乱が権力側の暴力を圧倒すれば、それは革命の成功であり、民衆の側に立った新政権が誕生する。平和研究はこういう状況下における暴力行使をどう評価したらいいのだろうか。新左翼の旗手と仰がれたフランクフルト学派の影響下にあったドイツの平和研究者たちは、この問題をめぐる対立意見を調整することができず、彼らの立場表明には両論併記という手段をとらざるをえなかった。⁽³⁾

しかし、平和研究が平和研究であり、平和学が平和学である理由は、ある意味では革命が目指す方向性を共有しながら、それにもかかわらず、あくまでも暴力的手段を否定し、非暴力的な方法による民衆の解放を指向するからであり、暴力的手段の採用は平和主義という大原則と矛盾することになる。クエーカー教徒でもあったケネス・ボールドディングはこの点では首尾一貫した暴力否定論者であり、平和研究者としての見識を示した。⁽⁴⁾

当時、『平和研究ジャーナル』の編集者かつ主筆だったヨハン・ガルトウングが矢継ぎ早に発表した一連の論文は以上のような暴力問題との取り組みの成果として位置づけることができよう。特に、彼が一九六九年に発表した「暴力、平和、平和研究」という画期的な論文は「直接的暴力」、「構造的暴力」、「消極的平和」、「積極的平和」などの新概念の導入によつ

て問題の所在と分析に成功し、平和研究に一定の方向性を与えることになった。⁽⁵⁾

中南米滞在の経験を持つガルトウングは、途上国の研究者との共通の問題意識から、戦争のような「直接的暴力」によってではないけれども、それに優るとも劣らぬ被害をもたらす社会的諸要因を「構造的暴力」と呼んで、この着想を主旋律とした研究を確立し、平和学のもう一つの土台骨を作ること成功した。これは、いわば平和学におけるパラダイム転換であり、このような平和問題をめぐる知覚変化は、根本的には、いわゆる南北問題によってもたらされたものだが、以後、平和学では、「戦争と平和」という伝統的な二分法的区別に替って「暴力と平和」という二分法が盛んに使用されるようになった。⁽⁶⁾

新しく方向づけられた平和学の分野のキーワードは「解放」であり、包括的には「政治的、経済的、文化的、宗教的、人種的解放」として認識することができる。「解放」というキーワードは、飢餓、貧困、抑圧、搾取、専制、隷従、因習、悪弊、迷信、人権侵害、民族的偏見、人種差別、アパルトヘイトといった、ガルトウングのいう「構造的暴力」を構成する諸要因に則して使われる。「戦争批判としての平和学」のテーマが米ソの核戦争のように基本的には「北」の問題として登場し、やがて「南」の問題にも関連づけられていったのは反対に、「解放」をメルクマールとする研究方向は「南」から始まり、「北」の問題群へと関連づけられていったことができる。こうして「解放論としての平和学」の問題群は平和概念の深化にも大きなインパクトを与えることになった。

(1)

戦争のない世界は人類の夢であり、特に兵器の破壊力が極大化した現代においては、その重要性に異論を唱える論者は

まずいまいだらう。核兵器などの大量破壊兵器を使用する戦争はいままでもないが、在来兵器の破壊力も飛躍的に「進歩」しており、ベトナム戦争やペルシヤ湾岸戦争を振り返ってみるならば明らかのように、人間と自然に対する現代戦争の過酷な暴力は筆舌に尽くせない。あえて正義の戦争と侵略戦争を区別せず、戦争それ自体を悪として捉え、戦争という暴力手段による国際紛争の解決を一切否定した日本国憲法の歴史的意義はまさにここにある。

したがって、平和学が戦争以外の問題を取り上げるのは、戦争の不在を過小評価しているからでは決してなく、戦争において開示される極限的暴力が、「構造的暴力」と根底において結びついていると判断するからであり、戦争を含む暴力全体に対する平和学のホリスティック・アプローチを示すものにほかならない。ケネス・ボールドイニングは平和研究の最大の課題を戦争廃絶にあるとする立場から、「構造的暴力」に重点をおくガルトウングの方法論を咎め、「構造的暴力」という概念の導入による混乱で「平和研究は十年間くらい遅れてしまった」といつて慨嘆したが、⁽⁷⁾ここには、戦争という現象そのものを社会科学的に分析し、その廃絶を図る実証主義的アプローチと、戦争の原因となる「構造的暴力」の除去による戦争の廃絶を図るホリスティック・アプローチとの相違が明瞭に現れている。また、ドイツのヴォルフガング・フリーバーは「戦争の不在を消極的平和と呼ぶのは戦争の不在の過小評価に繋がる」のではないかという懸念を表明しているが、「消極的平和」、「積極的平和」という概念の区別をする際に、フリーバーの指摘しているそうした懸念は十分配慮されねばならないと思われる。⁽⁸⁾

ところで、「平和な社会」と呼ばれるのにふさわしい社会とはどのような社会状態を指すのだろうか。「無戦争社会」⁽⁹⁾「*Peace Society*」という等式は原理的にも現実的にも成立するのだろうか。私たちは世論調査の項目に良く登場する「あなたは現在の日本を平和だと思いますか」という設問をどう理解したらいいのだろうか。

第二次世界大戦終結以来、日本は戦争をしたことがない。この半世紀間「日本の兵士によって殺された人は世界中に一人もいない」というチャールズ・オーバービー博士の指摘は多くの日本人を感動させた。⁽⁹⁾確かに、一九四五年八月以来の日本は戦争とは無縁となり、「平和」だった。朝鮮戦争、ベトナム戦争、ペルシャ湾岸戦争などへの間接的関与はあった。カンボジアやボスニアへの自衛隊派遣もあった。しかし、幸いにも日本の若者は外国軍やゲリラとの戦火は交えていない。一九九六年八月、ミズリー州コロンビア市で開催された「ベテランズ・フォー・ピース」全国集会に招かれた時のことだが、八十歳代から二十歳代までのあらゆる年齢層に兵役経験者がいることに驚いた。話題提供者以外は高齢者に限られている日本の「不戦兵士の会」の例会とはまったく異質の光景だった。七十歳代以上は第二次世界大戦の兵役経験者、六十歳代は朝鮮戦争の兵役経験者、四十歳代、五十歳代はベトナム戦争の兵役経験者、二十歳代、三十歳代はペルシャ湾岸戦争の兵役経験者といった具合である。祖父は第二次世界大戦、父はベトナム戦争、本人は湾岸戦争という家庭もあるという。日本では六十歳代の兵役経験者さえもはや稀であり、「平和ボケ」といった嘲笑語を苦笑をもって受け止めざるをえないほど、国民は戦争とは縁のない「平和な社会」に生きてきた。

それにもかかわらず、種々の世論調査の項目には「あなたは現在の日本を平和だと思えますか」という設問がある。もし、「無争な平和社会」⁽¹⁰⁾「平和な社会」という等式が成立するとするならば、こうした設問は意味をなさないことになる。では、「あなたは現在の日本を平和だと思えますか」という世論調査の設問は的外れなのだろうか。回答者のすべて、あるいはその多くはこの設問をナンセンスだと思い、回答欄を空白にしているのだろうか。そうではあるまい。かならず、一定の比率で「平和だと思う」、「平和だとは思わない」、「わからない」という回答が返ってきているはずである。そして、「平和だとは思わない」理由として挙げられるのは、大抵の場合、不況、政治の腐敗、官僚の汚職、倒産、失業、就職難、いじめ、

自殺、老後への不安、福祉の後退などである。要するに、鎌田慧が数々の傑出したルポルタージュで描き出している日本社会の暗部が「平和だとは思わない」理由として知覚されているということが分かる。⁽¹⁰⁾

やや違った表現ではあるが、全国の街角で「十二月八日は何の日か?」、「あなたにとって平和とは?」という質問をした結果を見ても(表1)、「平和な社会」あるいは「平和」そのものについての知覚は実に多様化している(一九九七年十二月八日付『朝日新聞』)。

ここで「平和」は「明るい家庭に恵まれ家族が健康であること」、「孫たちの笑顔を見て年とっても働けること」、「年金が税金にもっていかれないような暮らし」、「病氣せず、毎日ご飯が食べられること」、「彼氏とデートでき幸せに健康で暮らせること」といった具合に知覚され、いわば「小さな幸福」とほとんど同じ意味で捉えられている。戦争に触れているのは「自分や周りが戦争や犯罪の犠牲にならないこと」という回答ただ一つだけである。つまり、半世紀以上もの長期間にわたって戦争のなかった社会に生きている大多数の日本人にとっての「平和」とは、そこそこの豊かさや無事息災であることが分かる。当然のことながら、「非平和」は不況、倒産、失業、病氣、老後への不安、福祉の後退などとして知覚されている。

もちろん、同じ「非平和」状況でも、途上国を特徴づけている貧困、飢餓、疾病、抑圧、不公正、人権無視、無秩序、売春、汚穢などといった、より深刻な「非平和」状況と、日本のような、比較的豊かな社会における、不況、倒産、失業、就職難、政治の腐敗、官僚の汚職、いじめ、自殺、老後への不安、福祉の後退などの間には大きな相違がある。「戦争がない」という意味での平和(消極的平和)は、平和のミニマムな定義であるから、これ以上の限定はできない。しかし、「非平和」状況は国により、時代によって異なる。それは次に述べる「積極的平和」の内実が国により、時代によって異なる

表1 「12月8日は何の日か?」, 「あなたにとって平和とは?」

平和と人権
(岡本)

職業・年齢	場所	何の日?	あなたにとって平和とは?
部品製造業・男性(84)	東京・銀座	大東亜戦争開始の日	身体が丈夫で年金をあてにせず働けること
清掃作業員・男性(80)	那覇市・国際通り	知らない	孫たちの笑顔を見て年とっても働けること
無職・男性(73)	東京・銀座	大東亜戦争開始の日	年金が税金にもつていかれないような暮らし
無職・男性(72)	神戸市・中央区	開戦記念日	阪神大震災の教訓を忘れずに生きること
無職・男性(71)	浦和市の図書館前	太平洋戦争が始まった日	明るい家庭に生まれ家族が健康であること
雑貨店・女性(71)	大阪・泉佐野駅前	太平洋戦争が始まった日	病気が回復した夫と店番している時間
無職・女性(65)	J R 函館駅前	思いつかない	孫と一緒にの時間。ふだんは夫と二人だから
主婦(49)	J R 名古屋駅前	わかりません	病気せず、毎日ご飯が食べられること
銀行員・男性(46)	大阪・梅田地下街	わからない	仕事して帰宅し、ふろに入れること
乳製品販売・男性(41)	北九州市・図書館	知らない	商売と家族の幸せが維持できること
会社員・男性(40)	東京・上野公園	知らない	自分の好きなことを、無責任にやれること
自営業・男性(40)	J R 名古屋駅前	太平洋戦争が始まった日	会社倒産の不安をもたずにいられること
会社員・男性(33)	東京・上野公園	知らない	自分や周りが戦争や犯罪の犠牲にならないこと
会社員・男性(30)	札幌・大通公園	真珠湾攻撃の日、ジョン・レノンが殺された日	毎日三度の飯を食って寝られること
看護婦(25)	旭川市の病院	わからない	スポーツやドライブに夢中になれること
会社員・女性(25)	福岡・舞鶴公園	わかりません	何事もなく、恋人と一緒に過ごせる状態
建設会社員・女性(23)	横浜市の商店街	何の日でしたっけ	好きな買い物ができることかな
フリーター・女性(21)	東京・新宿駅前	友だちの誕生日	ご飯を食べて寝る。平和が当たり前だから。
会社員・女性(21)	岐阜・柳ヶ瀬	知らない	家族みんなが一緒に、健康に暮らせること
大学生・女性(20)	京都・地下街	わかりません	彼氏とデートでき幸せに健康で暮らせること

出典：朝日新聞1997年12月8日(国際版)。「場所」は質問をした街角。

四〇五
(三五)

からにはかならない。

こうして、「戦争がない社会」=「平和な社会」という等式は原理的にも現実的にも成立せず、ただ戦争がないからという理由だけで「平和な社会」と呼ぶことはできないということが分かる。「平和な社会」と呼ばれるのにふさわしい社会には、戦争がないだけでなく、経済的安定、快適で安全な環境、基本的人権の尊重を始め、公正な法の執行、働き甲斐のある職場、政治的自由と政治プロセスへの参加、社会的な調和と秩序、民主的な人間関係、福祉の充実などのような特徴がなければならぬ。さらに、平和な国であるためには、社会的弱者へのいたわりや環境にやさしいライフスタイルなども大切な要因となる。ガルトウングは、このように理解された平和を「積極的平和」、そして「戦争がない」という意味での平和を「消極的平和」と定義して、平和概念を拡大し、特に途上国の多くの研究者を平和学へ引き寄せることに成功した。

これまで、途上国の研究者は欧米などにおける学問的研究成果に懐疑心を抱いてきた。近代の人権思想や法思想は西洋中心であり、世界人権宣言でさえ、同様な限界を持っていたからである。一方で、宗教改革やルネサンス以来、英仏独などのすぐれた社会思想や政治思想が封建主義を打破する根拠となり、政治的革新と人間解放へと繋がったことを疑う者はいないが、他方で、それらの思想が特定階級の市民を想定したものであり、無産階級や農民、まして植民地の人間を視野においた思想ではなかったことが指摘されなければならない。むしろ、そうした限界が時代精神という思想家個人の資質を超えた歴史的制約のせいであつたであろうことは理解できるけれども、だからといって、例えば右手で「自由を！ 然らずんば死を！」という旗を振りながら、左手で奴隷制の看板を掲げるがごとき近代思想が厳しい再検討に付されることなく、そのまま承認されていいとは思われない。途上国の研究者が西洋中心の学問的研究成果に懐疑心を抱く理由はこう

した点にあり、単純化していうならば、世界の非白人地域を植民地化した西洋人の思想には白人以外の人間にも人権があるのだという事実認識が欠落していた。人種の坩堝といわれる米国においてさえ、いわゆるワスプ (WASP) と呼ばれる一部の白人が二十世紀後半まで特権的地位にあった事実にみられるように、「法の前の平等」などのタテマエ (思想) は日常的ホンネの壁を崩し得なかった。先住民を特別指定居住地 (reservation) に「軟禁」し、白人の男性以外には選挙権を与えず、土地所有の権利も許さなかったということは、女性や非白人を同等の人間としてではなく、人間以下の「亜人間」 (sub-human) としてしか理解していなかったことを暴露している。日本でもごく最近までウタリ (アイヌ) の人々を「土人」と称する法律 (「北海道旧土人保護法」) が生きていたが、⁽¹¹⁾ 米国では現在でも先住民特別指定居住地が厳然として存在している。

ところで、途上国の多くは国家間の戦争やエスニク紛争の多発地帯である上に、たとえ戦争や紛争が終わって「平和な状況」が到来しても、それは文字通り「消極的平和」に過ぎず、極度の貧困、飢餓、無政府状態、圧政 (重税、自由の抑圧、人権蹂躪)、官僚の腐敗、無秩序、文化や教育の立遅れなどのために、「平和な社会」とは余りにもかけ離れている。そこには消極的平和も積極的平和もないわけで、このことは、当事者だけの問題ではなく、国際政治経済全般に関わる問題であり、途上国の累積債務の増大、軍事化現象、人口爆発、難民問題、資源の枯渇なども分ち難く結びついている。ガルトゥングが間接的・構造的暴力という着想で捉らえた途上国の極度の貧困は、静かな大量虐殺 (silent genocide) にほかならず、一九九二年のソマリアはその典型である。

そこでの人生は、過酷であり、悲惨であり、人間性に対する侮辱である。平均寿命も五十歳前後、と短い。自己保存の保障と自己実現の可能性が共に否定されている社会は生きるに値する社会とはいえない。市井三郎は「各人が、自分の責

任を問われる必要のないことから負わされる苦痛」についての優れた考察をしているが、⁽¹²⁾そうした不幸を自分個人だけのものとして宿命論的に受け止めるのではなく、不幸をもたらす諸原因を社会的コンテキストの中で深く考え、個人的に不幸からの離脱を図るのではなく、人類全体の不幸をなくす方向へと考察をすすめることが求められている。

さて、構造的暴力の特徴は、①社会構造にビルトインされており、②暴力の主体が匿名ないし不明であり、③この暴力による死傷は緩慢であり、④日常のかつノーマルであつて、劇的な殺傷光景を連想させる通常の暴力とは著しく異なる。多くの途上国における構造的暴力の原因が、数世紀に及んだ植民地支配における搾取、奴隷経済、略奪農法、単品栽培などに起因することは否定できない。加えて、廉価な原料供給と付加価値の高い完成工業製品の輸入という交易条件の不公平と、それを固定化している資本主義的国際経済構造がある。さらに、先進工業国の高賃金と贅沢で無駄の多い生活スタイルも途上国の貧困に拍車をかけている。

ところで、貧困とは何だろうか。それは一般的には、金銭や物資が乏しいため、生計が思うようにならず、まともな生活ができないことを意味する。しかし、「まともな生活」は国や時代によつて異なる。現在の日本人にとつての「まともな生活」に欠かせないのは、車、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電話、水洗便所、電子レンジといったところだろうか。これにワープロやコンピュータを加える人もいるだろう。さらに、自分の持家があつて、週末には家族で外食が楽しめ、数年に一度は観光旅行にでかけ、子どもを大学へやることのできるならば中流以上の日本人としての「まともな生活」という意識を持つことになるかも知れない。

しかし、多くの途上国の農村などでは一日一度の食事にありつけ、便所や流し場（台所兼洗濯場）があり、病氣の子どものために薬を買えるならば、それは「まともな生活」なのである。電気がきており、子どもを小学校へやれるならば、

中流以上である。「おしん」というNHKのテレビドラマが中国をはじめいくつかの途上国で人気番組である理由の一つは、途上国の現在とほとんど変わらなかった戦前の日本という状況設定の中で生きた女性の典型が描出されているからである。三十年くらい前の日本では、テレビ、冷蔵庫、洗濯機が「三種の神器」といつてもはやされた。戦前にあつた貧しさゆえの満蒙移民や、何と一九六〇年代後半まで続いたブラジル移民を覚えている人もいるだろう。

ルス・レジャー・シヴァードの調査によれば、世界の軍事費は一分間に一八〇万ドルも使われているというのに、世界にはホームレスが一億人、飢えている人が七億七、〇〇〇万人、貧血症（鉄分不足）の人が五億人、井戸も水道もなく、安全な水さえ飲めない人が一三億人、最低限のニーズさえ満たせない絶対貧困状況にいる人が八億人、非識字者が八億八、〇〇〇万人、毎年生まれる栄養失調の嬰兒が一、〇〇〇万人、毎年餓死する子供が一、四〇〇万人もいるという状況である。戦争や貧困で最初に犠牲になるのは常に子供だが、アジアには二、〇〇〇万人、世界には一億人のストリート・チルドレンがおり、二〇一〇年には二億人になると推定されている。彼らは未就学児童であり、途上国の大都市で新聞やタバコの物売りを始め、靴磨き自動車の窓ふき、不用品回収、ゴミ拾い、物乞いなどに従事して、一日一二時間―一五時間働き、家計を支えているのである。また、子供の病気は貧困につきもので、毎日、八、〇〇〇人の子どもが、はしか、百日咳、破傷風で死んでおり、七、〇〇〇人の子どもが下痢性の脱水症で、六、〇〇〇人の子どもが肺炎で死んでいる。⁽¹³⁾

一九九四年夏にはルアンダで一日平均二、〇〇〇人の子どもがコレラや赤痢のために死んだ。さらに、胎児の時から栄養失調のために脳が健全に発達せず、人間以下の人間、つまり「亜人間」(sub-mankind)として出生する子どもが増えている。「童姦」、子殺し、遺棄、虐待、折檻、放置、強制労働、奴隷化、人身売買、「子供の輸出」が後をたたず、その中には先進国民が深い関わりをもっているものも少なくないのである。

こうした途上国の悲惨な状況は数百年続いた植民地主義に最大の原因があるが、植民地主義時代が終りを告げ、多くの国が政治的な独立を得て以来すでに三十年も四十年も経過しているのに一向に状況が変わらない理由は、先進工業国にとって一方的に有利な交易条件が存続しており、富の偏在が固定化されてしまっているからである。そのため、「持てる者はますます富み、持たざる者はますます貧しくなる」という悪循環が常態となっており、資源やエネルギーの寡占化が進捗している。たとえば、世界人口の約二十%が世界資源の八十%を独占し、全鉱物資源の七十五%と全エネルギーの八十%を消費しているといった具合である。

さらに、世界の穀物総生産量の四十七%、全漁獲量の二十五%が、飼料として先進工業国人口の肉食文化を支えている。穀物をそのまま食べれば、世界には百億人分を遥かに超えるだけの食糧がある。一九九八年現在の世界人口を六十二億人としても、世界には穀物が余っているはずである。ところが、伝統的には穀物と野菜中心の食生活だった日本人のような民族にまで肉食文化が浸透したため、穀物不足が生じ、深刻な飢餓問題が起きているのである。牛、豚、鳥などを食用に飼育するための飼料はトウモロコシを中心とした穀物だが、食肉生産は大量の穀物を消費する。例えば、一キロの牛肉生産には二十キロの穀物が必要だし、一キロの鶏肉生産には四キロの穀物が必要である。穀物のまま食べれば何倍もの人に分配できる食物を一人で食べてしまっていることになる。肉食文化は貧しい人達の食物を奪い、彼らを餓死させているといっても過言ではない。欧米の若者達の中には菜食主義者が多いことはよく知られているが、こうした世界の食糧事情に対する反省もその重要な理由になっている。

ラルス・デンシクというデンマークの平和研究者は「搾取と残酷と社会の奇形化を特徴とする世界から暴力を根源的に取り除く唯一の方法は革命しかない」と主張し、「革命は巨大な構造的暴力を除去するためのミニマムな自衛手段であり、

管理と統合と宥和を目指す体制的平和研究を克服して、解放と分極化と革命を目指す真の平和研究を目指すべきである」と訴えた。⁽¹⁴⁾しかし、前述したように、共産主義革命と平和研究を同一視する研究方向は平和研究の主流にはついにならなかった。なるほど、革命以来約七十年の歴史を誇ったソ連は崩壊し、ロシアを始めとする独立国家共同体は資本主義的市場経済体制を目指している。「共産主義革命は不成功に終わった」という評価も定まりつつある。しかし、それにもかかわらず、中南米、アフリカ、中東、南アジアといった諸地域における共産ゲリラの活動は衰えるどころか、むしろ活発化している。資本主義的市場経済体制の虚構を彼らは見逃さない。貧困が支配する途上国はほとんど例外なしに市場経済体制に組み込まれており、それらの国における経済的不公正、政治的不平等、人権抑圧などは絶えざる社会不安の要因になっている。エスタブリシユメントに対する反抗、反逆、反乱は強盗、誘拐、放火、ハイジャック、公館占拠などの形をとって表出される。こうした「犯罪」はさらなる人権弾圧強化の絶好の口実を与える。

一九九六年十二月にペルーで発生した「トゥパク・アマル革命運動」(MRTA)による日本大使公邸占拠事件はその典型である。人権弾圧の強化はさらなる抵抗へと結びつき、暴力は悪循環するだけでなく、螺旋を描いてますます激しい暴力へと上昇して行く。暴力の応酬に出口はない。平和的解決のために最大限の努力をしたが、裏切られたシプリアーノ大司教が、ますます強権的となりつつあるフジモリ政権に批判的なのは当然であろう。従来ならば、こうした図式は悪玉の資本家と善玉の労働者の階級闘争に解消されてしまい、革命の必要性が叫ばれていたが、状況には大きな変化が見られる。

たとえば、この事件を引き起こした「トゥパク・アマル革命運動」だが、「トゥパク・アマル」(Tupac Amaru)はインカ人の反植民地的反乱のリーダーの名前である。これはMRTAの活動がイデオロギーではなく、エスニックなヒューマン・

ニーズの要求に基づいた民衆的運動であることを示している。アマルは捕らえられ、引き回され、クスコの広場で四つ裂きにされたと伝えられるが、中南米の広い地域でスペインの支配を揺るがした民族的英雄だった。⁽¹⁵⁾

MRTAのヨーロッパ代表イサーク・ヴェラスコは次のように言う。

われわれは何年にもわたって国際機関や人権グループへ正当に訴えてきた。しかし、関心は示されなかった。しかし、いまへ一九九六年十二月―九七年春―引用者、少なくとも世界はペルーの国家テロ、拷問、反体制派の人びとの〈蒸発〉について語り始めた……われわれは既成のイデオロギーよりもペルーの現実に焦点を置くよう努めている。われわれは社会主義を目指している。しかし、それは東欧で失敗したタイプの社会主義ではない。われわれは中央集権と官僚主義を排除する。それは民主的で、参加型の社会であり、職場で、共同体で、隣近所で男と女が協働し、自分たちの運命を決定するようなあり方だ。それは民衆が主権者であるような参加型の民主主義である。⁽¹⁶⁾

たしかに、ソ連共産党の崩壊が、消極的選択肢としての資本主義肯定に繋がることは当然だとしても、それだけで「社会主義は終わった」ということにはならない。貧困に喘いでいる国の中には、旧ソ連・東欧諸国のように社会主義体制だった国もあるが、大部分はペルーやフィリピンのような資本主義国か資本主義経済圏内の国である。旧ソ連・東欧諸国の民衆を惑わした「市場経済ならば豊かになる」という主張は単純化され、誇張された空虚な約束に過ぎないことをこれらの途上国は如実に示している。それゆえ、貧困からの脱却のためにそれらの国々がもう一つのオプションとして改良された社会主義を目指す努力は今後も続くだろうと思われる。中国のように政治的には社会主義を堅持しつつ、経済政策では市場経済システムに移行しつつある国もある。

途上国の貧困が特に深刻なのは、貧困が構造化され、当然の運命であるかのように半永久化されてしまっているからである。大都市のスラム化した地域や貧しい農村の窮状は目に余る。人びとは貧困の中に生まれ、貧困の中で死んで行く。文明の利器などとは一生無縁な人生、電気や水道や石油のない生活、学校や病院に行ったことのない人びと、新聞も、テレビも、映画も知らず、誰からも手紙さえこない日常。單車や自転車はもちろんない。まるで新石器時代以来の生活そのままである。それでも食糧さえあれば、かろうじて生きては行ける。しかし、旱魃や洪水の年にはそれさえ不可能で、多数の餓死者が出る。衛生の悪い地域では結核やマラリアで死ぬ人も多く、最近では途上国のエイズ感染が深刻になってきている。国は累積債務を抱えて、貿易収支は悪化する一方であり、国民生活の向上に回す財力はない。これに似たような状況がもう四半世紀以上も続いており、状況が改善される見通しはない。「東西と南北の二つの矛盾を比べれば、南北のほうが世界史のより深い層の矛盾であり、その矛盾が現代の危機の根源をなしている」という花崎皋平の洞察は、⁽¹⁷⁾冷戦が終結してすでに久しい現在、より一層の真実さをもって迫ってくる。

しかし、以上のような叙述が途上国の断面に過ぎないことはいうまでもない。メディアや他人のフィルターを媒介にした理解にはある種の客観性があるけれども、知識の主体性を尊重するならば、自分の目で検証し、新たに発見し、納得するというプロセスが欠かせない。学生を沖縄、韓国、フィリピン、中国ほかへ引率して行ったり、一九九一年のペルシャ湾岸戦争のさいに、一般報道に飽き足らず、米軍を中心としたいわゆる多国籍軍による破壊の状況を自分の目で確かめようと全国の仲間たちとイラクまで出かけていたりしたのはそのためである。パスカルの「人間は考える葦である」を「人間は考える足である」と書いて笑い者になった学生がいたというが、その学生は真剣にそう思っていたのかも知れない。畏友鶴見良行も「足で考える」ことをモットーにして書き上げた数々の優れた作品を残している。

メディアが好んで取り上げる対象の多くは、珍しいからであり、特異だからである。平凡なこと、日常的なこと、市民生活の大部分を占めていることは、ニュースにはならない。特に外国についてのニュースは事件が起きたときだけ報道されることが多い。報道する側からすれば当然であり、「社の方針」や経営上の都合もある。中南米には三十以上の国があるが、日本の大新聞社Aの支局はサンパウロにしかなく、他の通信社Bの支局はリオデジャネイロにしかなく。支局員はそれぞれ一人で、中南米全体をカバーしている。日系人大統領候補が話題の選挙やゲリラによる大使公邸占拠のような大事件が起きれば、東京から大報道陣が押しかけるが、普段は三十か国以上を一人の特派員が取材している。ごく限られためぼしい事件しか報道されないのはそのためである。

むろん新聞社は何社もあるわけだし、ときにはテレビやラジオ、あるいは週刊誌や写真報道誌の取材もあるわけだから、実際には多種多様な報道が流れてくる。外国に行つたことはなくてもテレビの映像やその他のメディアを媒介にして得た知識を根拠に、一端の外国通であることを自負している人間もいる。しかし、そうした人は稀にしかない。外国経験のない国民の多くは限られた僅かな報道を素材にしてある国のイメージを作るほかない。外国経験のない国民ばかりではない。外国経験があつても、短期滞在だったり、長期滞在者でも付き合う相手が著しく限定されていたり、現地語に精通していなかったりなどの理由で、ある国についてのバランスのとれた知識を持ってない人は多い。

フィリピンのネグロス島にあるバカロドという地方都市で相談を受けたことがある。「娘を留学させたいが、日本にはヤクザがいて、女子留学生は売春婦として売り飛ばされてしまう可能性もあるという。どうしたらいいのか」というのである。フィリピン出身の歌手が日本で同様な被害を受けたという話は聞いたことはあるが、日本は危険で、油断できない社会だと見ているフィリピン人がいることを知つたのはショックだった。なるほど、バカロドのような地方都市は、日本

人のヤクザや現地の無頼漢が出没するマニラとは違い、平和で、のんびりとしている。相談を受けたとき、フィリピンでは日本のイメージが歪められて伝えられているとは思ったが、ひるがえって日本でのフィリピンのイメージを考えて見るならば、彼我の事情は同じである。これは国際平和学現場研修という授業で学生と一緒に訪比したときの話だが、親に内緒で参加しているという学生がいることを現地で初めて知ったケースもあった。研修先がフィリピンでは危険だからという理由で親が決して許してくれないからだという。絶対安全な国など世界のどこにあるのだろうか。むろん、A国やB国に比べC国の方が治安がよいということはあるだろう。しかし、治安がいいことで評価の高い東京の地下鉄でサリン事件に遭遇し、命を落とす不幸な人だっている。「虎穴に入らずんば虎児を得ず」である。慎重さは不可欠だが、ある程度の覚悟がなければ外国体験は永久にできないだろう。

(2)

平和学において人権問題が取り上げられるようになったのは、上述したような第三世界諸国の窮状をめぐってだが、経済的、政治的、文化的、宗教的、人種的な人間解放の問題は「北」の先進工業社会においても決して解決済みの問題ではない。いうまでもなく「南」と「北」の人権問題には際立った相違もあるが、共通の問題もある。たとえば、女性に対する暴力、差別、抑圧などは、程度の差こそあれ、洋の東西、国の南北を問わず、全世界共通の問題である。露骨な形の女性蔑視から、文化や伝統に基づく微妙な女性差別まで、その現象形態はさまざまだが、根本にあるのは紛れもない父権制社会原理の容認である。そのため、女性が世界人口の半分を占めているにもかかわらず、女性の活動の場の比率は「全体の半分」はおろか、「男性の半分」にも達しておらず、男性の数パーセントという低い比率の職業も少なくない。

学校や入学試験の成績では女性上位であるのに、現実の社会が男性上位であるのは、女性が差別されている何よりの証拠である。採用試験で成績が同じならば男子を採用する、いや少しくらい成績が悪くても男子の方を採用するという企業が多い。男子はつぶしが利く、将来は社を代表してもらおうことができる、女子の就職は結婚までの腰掛けだからなど、弁解はいろいろある。しかし、これらの根拠はしばしば先入観であることが多く、客観的なデータに基づくものではない。女性の校長が全国で三千人を超えたという報道（朝日新聞、一九九八年二月十五日）を米国人に話したら、米国でも第二次世界大戦前までは女性校長が少なかったという。半世紀遅れて米国の後追いをしていることになる。

さて、かつての父権制社会では男性がすべてであり、女性は男性の財産の一部に過ぎなかった。男性が軍事、政治、宗教、経済、産業、技術、警察、裁判、司法、大学、科学、研究、教育、出版、金融、芸術、伝統、婚姻、子どもの養育等の全領域を支配し、女性には財産相続権も、選挙権もなく、親権さえもなかった。いや、ある集団の人口を数えるさいに女性は除外されていることが多かった。「女性には理性があるか」とか「女性には魂があるか」ということについてのまじめな神学論争さえあった。女性の性器は生殖器以上のもではなく、夫婦間においてさえ、女性が性的快感をあらわに示すのは「はしたない」こととして嫌われた。たしかに、近代国家においてはこのような父権制社会体制におけるあからさまな女性排除は崩れてきている。女性の権利拡大には目覚ましい進歩があり、今日、男女平等は当然のこととして受け止められている。しかし、そうした進歩にもかかわらず、多くの国々で父権制社会原理は依然として残存している。国連が女性の地位向上を図るために一九七五年を「国連婦人年」として設定したことや、それに続く十年間を「国連婦人の十年——平和・発展・平等」として期間を延長したのは、父権制社会における女性差別の実態が根強く残っていることを明瞭に物語っている。

日本でも、国連が一九七九年に、女性に対するあらゆる差別の撤廃、法律、制度、慣習における男女平等の権利確立を目指す「女子差別撤廃条約」を制定したことを受けて、一九八六年に「男女雇用機会均等法」を施行している。憲法二十四条で謳われている「個人の尊厳と両性の本質的平等」が、ようやく実定法化されたわけである。その結果、①募集・採用・配置転換・昇進の平等、②教育訓練・福利厚生・定年・退職・解雇の差別禁止、③機会均等調停委員会の設置などの条項により、形式的・制度的には男女差別はなくなったが、この法律が「罰則のない努力目標」という位置づけであるためもあって、実態は余り変わっていない。「男女雇用平等法は、文化の生態系を破壊する」などという伝統文化擁護を口実にした差別肯定があるが、国連などの方針とは矛盾するわけで、むしろ「固定的性別役割分業こそ文化の生態系を破壊する」といわなければならない。

「夫は仕事・妻は家庭」という性別に基づく伝統的役割分担は、一方では「仕事中毒」の男性を作りだし、他方では専業主婦を育ててきたわけだが、こうした役割分担の固定化は女性差別だという受け止め方が急速に広がってきている。国連差別撤廃条約第五条の「児童の養育及び発育における男女の共同責任」という条項は、「産むことと授乳以外の男女の役割は自然的なものではなく歴史的・社会的につくられたもの」という前提を踏まえたものであり、こうした考え方は働く女性の増加と共に、西洋では一般的になってきている。シモーヌ・ドゥ・ボエヴォールは「人は女として生れるのではない。女につくられるのだ」という名言を残しているが、それは当然、「人は男として生まれるのではない。男につくられるのだ」ということでもあり、「固有の文化」とか「古来の伝統」を盾にして行われている女性差別を見事にいい当ている。他の差別問題と同じく、こうした女性差別も、差別し抑圧する側の男性はもちろん無自覚であるし、女性の側さえ無自覚であることが少なくない。

大連で会った中国人の女性研究者は一年間の滞日経験を述懐して、「日本では女性らしい立ち居振る舞いが期待されるので非常に疲れた」といつていた。革命以前の中国には纏足などの「固有の文化」があつて、やはり女性にとつては「無意識の重圧」となつていたことや、中国の纏足と類似した女性抑圧としてイスラム社会における女性の覆面やアフリカ諸国にみられる女性性器の一部切除などの習慣も、「固有の文化」の名のもとに今なお存続していることが話題になつた。

「女性らしい立ち居振る舞い」への期待は「日本固有の文化」の深層にしみついている日本人男性特有の女性に対する価値観から生じたものと思われるが、そうした期待を外国人女性が重圧として感じてゐるということは日本人にはなかなか理解できない。立ち居振る舞いに加え「女性らしい言葉づかい」も期待される。日本語にはドイツ語やフランス語のよるような文法上の男性名詞・女性名詞というようなジェンダーはないが、言葉づかいにおける微妙な性差がある。そうした區別が自然で、美しく、心地よく聞こえる場合もあり、それが女性にとつて苦痛や重圧を伴わないのであれば、言葉づかいにおける性差は何ら問題にならない。相当日本語に通じてゐる外国人でも日本語の「ジェンダー」は難しい。日本の女性と結婚生活十年というあるオーストラリアの大学教授を訪問したことがあるが、研究室の窓辺に野生のオウムがやってきてとまつてゐるのを見て、彼はこういつた。「あら、オウムさんがきてゐるわ」と。東京語のアクセントだったから女性特有の言い回しである。妻の日本語の「正しさ」が影響したからに相違ないが、この種の「間違い」は滑稽ではあつても害はない。しかし、外国人女性の場合はどうなのだろうか。滑稽というだけではすまない場合もあるのではなからうか。日本語の「ジェンダー」に馴れてない外国人女性に対する非寛容さが現れないだろうか。男性言葉を使う女子中高生を乱暴だときめつけ、「女の子らしい言葉を使いなさい」といつてたしなめられるのと同じ運命に遭遇するのではなからうか。自分のことを「ぼく」と呼ぶフェミニストの女子学生を教えたことがある。フェミニストとしては当然の自己主張だろ

う。幼いときから「ぼく」あるいは「わたし」という自己認識を無限に反復しながら成長する日本人と、そういう言葉上の区別のない言語圏での自己認識をもって成長する西洋人との間には、男女のアイデンティティについての大きな落差が生じる。自分を「ぼく」と呼ぶ女性が日本でどれほどの困難に直面し、特異な目で見られるかはおよそ見当が付く。

ところで、結婚した女性の多くが「主人」（自分の夫）や「御主人」（相手や他人の夫）という言葉が安易に受け入れ、何らの抵抗も感じないでいられるのはなぜだろうか。それはいうまでもなく「主人」という言葉が日常的な語彙の中に普遍的に浸透して行く過程の中で直接的な意味を失い、記号化されているからである。記号は元来の意味を手繰り寄せなければ意識化されないままに使用される。要するに彼女たちは無意識的に「主人」という言葉を使っている。夫を「主人」と呼ぶ一方で、男を「尻の下に敷いている」女性だっているだろう。「主人」は形式的な呼び方であつて、実質とは無関係だと彼女らは主張するかも知れない。はたしてそうだろうか。私はむしろ「ご主人はご在宅でしょうか」という問い合わせに対して「うちには〈主人〉はいません」といつて電話を切る女性の感覚の方を大事にしたい。

日本の妻たちの圧倒的多数は、無意識的に自分の夫を「主人」と呼んでいる。「主人」を外国語に翻訳してみるがいい。「Lord」とか「master」とかいう表現は召し使いや奴隷が自分の保護者・庇護者に対して使う言葉である。「主人」という日本語も大家族制が普遍的だった時代に、使用人が何人もいた中上流の家柄の屋敷で文字通りの「一家の主人」を指すのに使われていた。つまり、「下女・下男」に対して妻が夫を指して言う時に「御主人様」、夫が妻を指して言う時に「御奥様」と呼んでいた¹⁸。したがって、「主人」という言葉は保護者・庇護者関係抜きには考えられない表現だった。大家族制が消滅し、「下男・下女」が死語となり、せいぜい親と子どもだけという「核家族」が一般的となった現在、本来の意味の「主人」はいなくなってしまった。そういう中で、「主人」という言葉が普及し、英語で「夫」を意味する「husband」が「主人」

と訳される状況は、保守化する生活感覚の反映なのかも知れない。

舅も姑もおらず、セカンド・カーで買物にでかけることができ、便利な家電製品で一杯の新築住宅に新妻を住まわせるのは、バブル時代のエリート官僚・サラリーマンには手の届く華麗な生活スタイルだった。夫たちの多くが「ご主人様」意識を抱くのも無理からぬことだった。彼らは妻に対しては保護者・庇護者として振る舞った。妻は仕事も辞めさせられた。妻が夫と同様にフルタイムの仕事に就いては、「ご主人様」という家庭内の地位は保てないからである。

差別語の場合と同様、言葉の無意識的使用による現実世界の再生産への抵抗がないならば、社会的進歩はありえない。「チエアマン」を「チエアパーソン」に、「ポリスマン」を「ポリスエージェント」に、「Miss」を「Ms.」にあえて言い直す米国でのフェミニズム運動の意味は、まさにそうした無意識的言語使用による現実世界の再生産を拒む彼女たちの意思を明らかにしている。反差別運動がしばしば過激化する理由の一つは、記号化された無意識的言語世界という途方もなく堅固な壁を乗り越えようとする試みだからにほかならない。

口の悪い外国人は、日本の結婚した男性は女性の奴隷を持っているようなものだという。佐高信にいわせれば男性自身は「社畜」として会社にいわば奴隷奉公しているのだから、せめて在宅の時間くらいは「ご主人様」として上膳据膳で「女房」にかしずかれるのでなければ身が持たないのだということになるのかも知れない。

こうした評価が一方的であり、現実を反映していないという反論もあるだろう。よく耳にするのは「妻が財布のひもを握っている日本のような国がいったい世界のどこにあるだろうか。米国の妻たちは、毎朝、その日に出費するお金を夫にねだらなければならぬ。日本の大部分の家庭でそうであるように、収入の大半を委託されて、家計を切り盛りしているのは妻の地位の高さを示すものではなからうか」という議論である。

これは「韓国で夫婦別姓なのは日本より進んでいるからだ」という議論と似ていて、歴史への配慮が足りない議論である。いうまでもなく、韓国で夫婦別姓なのは、男女同権意識が進んでいるからではなく、女性を入籍させる習慣がないからにすぎない。日本の妻たちが財布のひもを握っているのは、国が貧乏だった時代の反映にすぎないと考えた方が辻褃が合うのではなからうか。つまり、夫の収入が少ないため、まともな予算などとても立てられず、なんとか食べて行くためには「月給袋」の封を切らずに妻に渡すほかなかったのではないのか。今でも、僅か五円か十円の価格差のために目の色を変えて遠くのスーパーまで買い物に行き、閉店間際の割引惣菜を買って、家計のやりくりをしている妻たちの姿は、現在の生活の苦しさもさることながら、そうせざるをえなかった時代の生活風景を反映しているように思われるのである。

さて、女性に対する人権侵害の最たるものは強姦だが、レイプという極限的暴力行為は、相手を屈服させ、男性の意思を強要するという点において戦争による侵略や征服と共通している。コロンビア大学のベティ・リアドンがいつているように、レイプにおける男女関係は、完全な服従と非人間化において、主人と奴隷の関係に、占領軍と被占領地の関係に、植民者と被植民者の関係に似ている。彼女はさらに『女性差別と戦争システム』という著書の中で、「父権制社会での平和は可能か」という鋭い問いかけをしつつ、「核抑止論とレイプの動機は全く同じである」といい切っている。彼女によれば、レイプ肯定の心理学が核抑止論による脅迫体系の戦略思想を生み出したのであり、前者によって女性を、後者によって世界の国々を「管理している」というのである。一方は父権制社会であり、他方は「戦争システム」として特徴づけられる現在の国際関係だというわけである。⁽¹⁹⁾

たしかに、レイプは女性の人格を全面的に否定するものであり、核兵器による威嚇は国の主権を完全におびやかすものであって、両者には共通性がある。また、日本軍が占領地において行った婦女子に対する暴行や従軍慰安婦の問題は、戦

争と女性の人權侵害が密接に関係していることを示している。特に従軍慰安婦制度は国がそれを制度化したという点において南アのアパルトヘイトを連想させる。アパルトヘイトは誰にでもある差別心という醜悪な心理を肯定し、法律によって制度化したが、日本は軍隊におけるセックスを強制と金銭によって管理し、かつ推進したのである。従軍慰安婦問題はレイプと戦争の一体化という点で特異な地位を占めている。

一般に「性的いやがらせ」と訳される「セクハラ」は、いわゆる「エッチな」言動として女性の聳慄を買う程度のものから、女性に恐怖心を抱かせるような性的攻撃にいたるまで、そのパラミターは広い。セクハラの典型的な例は、職場での権限等便益との引き換えに性的関係を要求する、つまり集団内における力の上下関係を悪用して性交を無理矢理に納得させるという場合である。女性公務員の一七%が何らかのセクハラに遭遇しているといわれるが(朝日新聞 一九九八年三月十二日)、民間で働く女性労働者の場合も類似あるいは女性公務員以上の被害を受けているものと推定される。セクハラは、程度のいかにかわらず、女性の人格に対する侵害として理解される必要がある。また、女性の意思を無視した男性の一方的な性的強要であるという点においては強姦レイプとの共通性もある。実際、強姦罪ないし強制猥褻罪として認定された判例もある⁽²⁰⁾という。

また、ホモセクシユアルとかレズビアンとか呼ばれる性的オリエンテーションに関して、耐え難いほどの精神的苦痛を与える擲楡中傷なども、裁判問題にまで発展することがある。米国では大統領とインターン、大学教授と女子学生、指揮官と女性兵士などの間の性関係がしばしばマスコミに大きく取り上げられているが、日本を含む他の国でも、表面化するかしないかは別として、事情に大差はないと思われる。

日本社会には「ノーといえない文化」の問題もあるから、女性の意思の確認は微妙であり、セクハラでは証人不在が普

通だということもあって、強制か合意にもとづく性行為かを判断するのが困難な場合も多いだろう。もちろんセクハラは男女間の差別的な力関係には限定できず、同性間でも上司が部下をセクハラしたり、さらに、数は少ないだろうが女性の上司が部下の男性をセクハラするというケースも報告されている。また、米国のセクハラ裁判では、男女間の戯れの中で発せられる女性の「ノー」は「イエス」であるという、女性の羞恥心を尺度にした父権制社会の伝統的解釈が否定され、「ノー」は飽くまでも「ノー」であるという判例がでている。たとえば夫婦間であっても、妻の抵抗を押し切って強要した性交はレイプとして認定された判例もあるという。

また、父権制社会において発生し、発達した宗教においては、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教などのように、「支配する性としての男性、支配される性としての女性」という規定や、神道などのように、生理中の女性や出産時の女性を不浄としたり、バラモン教や仏教などのように、女性をすべからく煩惱と罪の根源として否定する思想があって、その影響は今日でも根強く残っている。たとえば、大相撲の土俵には女性は上がれないというような慣行がそうで、時の女性官房長官が総理大臣賞を渡す役目を日本相撲協会から断られたことがある。マスコミでも多少は問題になったが、結局はウヤムヤになってしまった。父権制社会を温存させようとする傾向が強い日本では当然の帰結だったということができる。

リアドンははじめ、フェミニストの平和研究者は「戦争や暴力を生み出さざるを得なかった男性優位の父権制社会の主役を女性に換えてみてはどうか」という挑戦的な提案をしている。こうした提案は単なる思いつきから出たものではなく、長期におよぶ女性学や女性史構築の試みの中で遭遇した必然的問いなのである。それは「男の仕事としての戦争」を否定する発想であり、「戦争システム」としての現代世界を「平和システム」に転換しようとする壮大な人類史的試みなのである。女性を蔑視し、レイプし、非人間化する家父長制社会は、異民族を蔑視し、征服し、非人間化する「戦争システム」

を本質とする社会である。逆に、女性と男性とを分け隔てせず、両性の本質的平等を認め、これを政策、あるいは社会的慣行として実践する社会は、真の意味で個人の人権と尊厳を認め、尊重する社会であり、他者へのやさしさに価値をおく「平和システム」を本質とする社会であるがゆえに、公正で平和な共同体であり得るのである。

戦争システムとしての父権制社会は、また、男性の武勇や腕力に価値をおく社会であるため、そこでは物理的な力が尊ばれ、他者を破壊し、征服するための武力としての組織的暴力が強化される。組織的暴力の典型は軍隊である。軍人の中には教養の豊かな人格者もいるが、軍隊は上部からの命令を武力（暴力）によって忠実に執行する機関であり、隊員個人の意味とは無関係に機能する。この硬質な権威主義的父権制社会集団の美化・礼讃が定着している社会に生を受けた人間は、幼い時から肉体的な強さを追い求め、攻撃的であることを学習し、紛争の暴力的解決に馴れ親しみ、それを当然視する価値観を抱くようになる。好戦的な一面を強くもっている米国において、自分の子どもが「攻撃的」(aggressive)であることを自慢する親が多いのはいわば当然なのである。⁽²¹⁾

従来の社会は、多かれ少なかれ、このような特徴を持っていたし、そこでは父親の母親に対する暴力は日常茶飯事であり、子どもはそれを見ながら成長し、父親の自分たちに対する暴力を内面化させながら大人になって行った。暴力の観察と体験を通して彼らの中のある者は暴力に対する拒否反応を示すようになるが、大多数の者は父親の暴力の模倣をするようになる。こうして、暴力的行為は暴力的性向となり、世代から世代へと受け継がれて行く。⁽²²⁾ 父権制社会が存続して行く限り、このような暴力肯定の文明・文化も存続する。私たちの多くが、西部劇や刃傷沙汰のテレビ・映画の暴力シーンに興奮し、興味を示すのは、暴力を肯定し、礼讃する社会環境の中に生まれ、育ったことと深い関係を持っている。したがって、幼児期をどのような環境で過ごすかは非常に重要な意味を持つことになる。フェミニスト平和研究者の一人であるピ

ルギット・ブロクウトウネは「平和教育の出発点は胎教にある」とまで主張している。胎教の効果があると考える立場に立つならば当然の主張であろう。⁽²³⁾

(3)

国民総生産 (GNP) だけを指標にするならば、日本がいわゆる先進工業国であり、経済大国であることは疑問の余地がない。しかし、人権への配慮を指標にした場合にも日本が他の先進工業国と肩を並べることができるかどうかはかなり疑問である。人権思想の根本は「平等であることの権利」(right to be equal) と「異質であることの権利」(right to be different) という二面性からなっているが (アルビー・ザクス)⁽²⁴⁾、ことさらに民族の同質性に拘泥する日本社会ではマイノリティ集団に対する差別と偏見が根強く残っているため、マイノリティ集団がマイノリティ集団である存在理由は無視され、彼らが異質であることを主張できる余地は極端に制限されざるを得ない。

ウィリアム・ウエザロールとジョージ・ドゥヴォスは、日本のエスニクなマイノリティ集団として、「部落民、アイヌ、沖縄人、中国人、コリヤン、ヒバクシャ、混血児、帰化人、海外の日本人、日系人、青い目の外人」の十一グループを挙げている (原書中の表記は以下の通りである。burakumin, ainu, Okinawans, Chinese, Koreans, hibakusha, konketsuji, kikajin, kaigai no nihonjin, nikkeijin, aoime no gaijin)⁽²⁵⁾。この調査は一九七〇年代のものであるが、もし一九八〇年代、一九九〇年代の調査だったならば、中国残留孤児、帰国子女、外国からの花嫁や出稼ぎ労働者なども、新しいマイノリティ集団として研究対象になっただろうと思われる。

日本が少数者集団のいない極めて均質な社会だという主張はほとんど常識化しているが、こうした認識は、約八十万

の在日朝鮮人・韓国人、約三百万人といわれる被差別部落民、それにウタリ（アイヌ）、琉球人（沖縄人）、混血児、帰化人ほかの人々を加えた総計五百万人以上の生身の人間の存在を無視した考えに基づくものだといわなければならぬ。もちろん、被差別部落民は外国人ではない。しかし、五百万人のマイノリティ集団といえ、ノルウェー（四百二十万人）、デンマーク（五百二十万人）、フィンランド（五百十万人）などの人口とさして変わらず、それだけで一つの国が成立するほどの人口数であるから、単一集団でないとはいえず、その存在は無視できない。さらに、日本は単一民族だという主張も現実を反映しているとはいえない。在日外国人は別としても、多くの「在日」日本人のルーツが朝鮮半島、中国、北方圏、南方諸島などにあることは、エスニックな調査でもはっきりしていて、純粋な日本人というのは観念上の抽象的な存在に過ぎない。

日本における差別を助長している原因として、ウエザロールとドウヴォスは「日本特殊説」と「日本人純粹説」を挙げている。著者たちは、文部省の管轄下にユネスコ国内委員会が作成した文書（一九六四年）に注目し、それを日本特殊説と日本人純粹説を裏づける日本の公的主張として取り上げている。「日本民族は、過去二千年にわたって、ユニークな生活様式を形成し、極めて独自の文化的パターンを形づくってきた」という文章で始まるこの文書には、そのほかにも「日本文化の独自性は他民族文化との比較を拒否する」とか、「日本人の生活様式と文化パターンはその特徴において純粹かつ特異なものである」といった主張が至るところにあつて、それは「他の共同体との融合をゆるさない」とまでいい切つている。

国際化の著しい現在の日本では、単一民族神話や純粹性神話も下火になり、約三十五年前の「公的主張」と現在の文部省やユネスコ国内委員会の考えとは合致しないかも知れない。しかし、日本が多民族社会であることを認めようとしな

風潮は厳然として残っており、「日本特殊説」と「日本人純粹説」の影響力は次に挙げるようなあいつぐ大臣の人種差別発言などからもつぶさに窺うことができる。「(日本の知的水準に比べ) アメリカには黒人、プエルトリコ、メキシカンが相当多くて、平均的に見たらまだ非常に低い」(中曾根康弘元総理大臣、一九八六年九月)、「向こう(米国)では黒人とかがいて、破産したら何も払わなくていいとアツケラカーのカーだ」(渡辺美智雄元政調会長、一九八八年七月)、東京・新宿の繁華街が東南アジア系など外国人による売春地帯となっていると説明し「悪貨が良貨を駆逐するというか、アメリカにクロが入ってシロが追い出されるといのように、混在地になっている」(梶山静六法務大臣、一九九〇年九月)、といった調子である。

『日本人は「日本的」か』という本の著者である杉本良夫とロス・マオアは「日本固有のユニークな文化を外国人が解るはずはない、という確信は日本人、とくに日本知識人の間には根強い」と指摘しているが、この「日本人特殊特説」は「いわゆる『日本人論』と呼ばれる文献群」に由来するという結論に達したとしている。「日本人論」をテーマにした本は夥しい数に上るが、その代表的な書物として彼らが挙げているのは、中根千枝著『タテ社会の人間関係』、土居健郎著『「甘え」の構造』、エズラ・ボーゲル著『ジャパン・アズ・ナンバーワン』、エドウィン・ライシャワー著『ザ・ジャパニーズ』の四冊である。先の、文部省・ユネスコ国内委員会ラインとの共通性は明らかで、こうしたステレオタイプな日本人論が国の内外を問わず広く流布しており、逆にそうした日本人論が現実の日本人の思想と行動に一定の影響力を及ぼしているのである。興味深いのは、ライシャワーとボーゲルの二人が共に米国における日本研究の中心地であり、米国のパワー・エリート養成所でもあるハーヴァード大学教授であるということである(前者は故人)。また、中根と土居の著書も早くから英訳されており、欧米における日本人観の形成に中心的な役割を果たしてきている。⁽²⁷⁾

「日本的なものの神髄は外国人の理解を超絶する」という主張の根底には、日本を一つの完結した宇宙（コスモス）、秩序、体系として捉え、その内部を同質性で固め、異質を排除しようとする志向性があると思われる。日本人単一民族説や日本民族の純血性神話もここから容易に演繹されるわけである。かつて、ナチス・ドイツは同質性志向と異質性排除の論理に呪縛されて、民族的差別と人種的偏見の政策を推し進め、六百万人ものユダヤ人を虐殺した。そして、現在、ナチスの外国人憎悪の亡霊が再びヨーロッパ各地を徘徊している。日本特殊説や日本人純粹説が、不況の長期化や失業者の増大の中で、急速に力を得て行き、外国人やその他の少数者集団を現在以上に迫害するようになる可能性がないとはいえない。関東大震災で剥き出しになった民族的欠陥が克服されたという保障もない。周知のように、ドイツは模範的な福祉国家の一員であり、ピーク時には約二百万人の外国人労働者に職を提供していた。ユダヤ人虐殺や近隣諸国侵略に対する反省も深く、そうした国民的自覚を基礎にした政治が行われてきている。そのドイツにおいてネオ・ナチが再び台頭し、右翼が外国人憎悪をむきだしにしているのは憂慮に堪えないが、元来、脱亜入欧の政策でアジアを軽蔑し、白人以外の外国人には冷淡な日本で、現在の不況が長く続いたとしたならば、どのように過酷な外国人憎悪がまたぞろ噴出してくるのか、樂觀することはできない。

また、日本の少数者集団が上記したグループに尽きるものでないことは明白で、彼ら以外にも精神障害者、身体障害者、ハンセン病患者、エイズ患者、高齢者、不登校者、同性愛者、犯罪歴のある者、犯罪者の肉親、両親が揃ってない者、非嫡出子などと、多くの少数者集団がいる。「普通の日本人」という、あいまいな、しかし厳然とした範疇があつて、そこからみ出る人間は、国籍のいかんにかかわらず差別の対象になりがちである。戦後日本の民主主義運動では「平等であることの権利」意識のみが強調され、人権のもう一つの重要な構成要素である「異質であることの権利」の主張が余り

にも軽視ないし無視されてきたのではなからうか。

アパルトヘイト廃絶の一翼を担った南アの憲法裁判所判事アルビー・ザクス (Albie Sachs) は「平等であることの権利」と「異質であることの権利」は民主主義の公理だと主張する。典型的な多人種国家における民主主義を想定するならば、明白な当然の主張である。戦後民主主義のお蔭で、「平等であることの権利」は日本にもかなり根づいたといえるだろう。しかし、多民族・多人種社会であることが意識されず、またことさらにそれを否認しようとする風潮の強い日本では「異質であることの権利」(rights to be different) は見落とされがちである。日本人の意識には、「同質」は善として受け入れ、「異質」は悪だとして排除するという傾向があるのではなからうか。「異常」、「異端」、「異心」、「異変」など、「異」には負のニュアンスがまとわりつく。こうした文化の中では肌や目の色、習慣、言語を「異ことにする」外国人(「異人」と呼ばれた)だけでなく、同質的でない人間、典型的でない日本人、少しでも「規格」から外れている日本人は「異化」の対象となり、疎外され、人権を侵害されがちである。しかし、その対象は上述したマイノリティ集団だけではない。英和辞典には difference の訳語として、「違い」、「相違」、「差異」以外に、「差別」、「意見の不一致」、「不和」、「争い」、「(国際間の)紛争」が挙げられている。こうした訳語の中にさえ、different であることに対する彼我の相違が現れる。日本人の意識における「差」と「異」は区別し難く切り結ばれている。その結果、「何でも同じ」で没个性的なことが民主主義であるかのような錯覚が幅を利かすことになる。むしろ、「同質」は善として受け入れ、「異質」は悪だとして排除するという傾向はどんな社会にもあるだろう。外国人を stranger と呼ぶことにもそれは表れている。だからこそ、米国やアパルトヘイト廃止後の南アのような典型的な多人種社会では「異質であることの権利」は法律によって保護されているのである。

「法の下での平等」を謳った日本国憲法には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又

は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない」(第十四条)とある。主語の「すべて国民は」は英語版の日本国憲法では「all the people」である。憲法の起草者が誰だったにせよ、この条文に内在する普遍主義は否定できず、法に基づく人種・民族差別が入り込む余地はない。それゆえ、ウエザロールらが摘出したような日本におけるマイノリティ集団への偏見や差別は克服されなければならず、憲法と現実との乖離を解消する努力は、平和問題と同じく、「護憲運動」でもある。社会的弱者や余所者に対する差別や偏見は、どこの国にあっても、政治的、経済的、文化的、宗教的、イデオロギー的な「根拠」を持っており、一朝一夕にして解消できるようなものではない。しかし、そうした「根拠」は人為的に作られたものにすぎず、ここに希望がある。なぜなら、人為的に作られたものは、人為的に毀すことができるからである。

(4)

貧困と飢餓からの解放、ならびに専制と隷従からの解放は、基本的人権の根幹をなす。人類は長い間、衣食住の保障もなく、人間的自由の保障もない人生を余儀なくされてきた。あるいは、大部分の人間は、その一方が保障されても、他方は保障されないような体制に甘んじてきた。もちろん、六十数億の人類のすべてにとって、過去形で語れるような状況がすでに到来したわけでは決してない。また、人権獲得の歴史は直線的時間軸に沿って段階的に進んできたわけではなく、曲線的な蛇行を繰り返しながら進んできている。自由権的人権と経済権的人権の先進国とみなされてきた欧米諸国でも、最も後進的とみなされてきた地域でも、たとえば環境汚染による人権侵害が同じような形で起きているのは、そのためである。まず自由権を、次に経済権を、そして環境権を、平和的生存権をという具合に、段階的に人権が達成されるわけ

はない。

さて、思想の自由や生活スタイルのオプションは、原理的には他人の干渉を許さない個人ないし個々の集団の権利である。しかし、人口が増え、社会が複雑化し、人間と自然との関係が変化して来るにしたがつて、こうした権利には一定の枠が嵌められるようになってきた。例えば日照権がそうである。家や建物を建てるのは個人や集団の自由だが、隣接する家の日照権を侵害するならば裁判沙汰になりかねない。ヨーロッパ大陸にはライン河のような複数の国々にまたがつて流れる大きな国際河川があるが、上流に位置する国が節度をもって河の管理に当たるとは当然視されている。一般に、個人ないし国家を含む集団の責任を前提として成立する自然に対する人間の権利は、海洋、河川、湖沼、湿原、原野、森林、山地、山脈などが人間社会の共有財として認識されるようになって以来、一定の制約下に置かれるようになった。自然や資源に対する関係も同様である。かつては何の制約もなしに実行できた入山や狩猟や漁獲が、現在では一定の法的規制の下に置かれているのはその典型的な例である。

ところで、人権はまず第一世代の自由権的人権（ブルジョア革命と関連）に始まり、次に第二世代の経済的人権（プロレタリア革命と関連）へと展開し、現在では第三世代の環境権や平和的生存権へと引き継がれてきた。それゆえ、次に考察する〈核の強要〉からの解放という思想は、人権獲得の歴史的文脈で考えるならば、いわば第四世代の人権を獲得しようとする試みとして位置づけることができるだろう。

第二次世界大戦後における歴代の米政府は核抑止論を国家安全保障の要として位置づけ、同盟国政府にも核抑止論に基づく軍事ドクトリンの承認を求めてきた。しかしながら、こうした核兵器の位置づけや承認において米政府が国民や同盟国のインフォームド・コンセント（自分の身に深刻な影響を及ぼし得る事柄についての十分な説明を受けた上での同意）

を求めたことはなかった。核兵器が、その破壊力のすさまじさと、放射能という人体に対する「猛毒性」を有する点において、極めて特異な兵器であり、生物・化学兵器を含む他のいかなる大量破壊兵器よりも遥かに非人道的であるという事実は、米国民にも、同盟国にも説明されたことは一度もなく、むしろひた隠しにされてきた。

米ソ冷戦時代において、共産主義との闘いがいかなる正当性をもつていたにせよ、ソ連との核戦争の結果、どのような「平和」が予想され、保障されていたのか、米国民にも同盟国の国民にも知る権利があった。最初の原爆使用に関しても、もし国民的インフォームド・コンセントがあったならば、ヒロシマ・ナガサキの悲劇はなかったかも知れず、まして全人類を人質にしたような地球的核戦略構想は生まれなかったはずである。旧ソ連のような国家体制にそれを求めることはもちろん不可能だっただろうが、民主主義を標榜する米国もまた国家機密の名において国民に無知を強いたのだった。これが「核の強要」でなくて何であろうか。しかも、「核の強要」は米国民に対してだけでなく、地球上のあらゆる人間と生物に対して向けられている。米国とロシアを始めとする核兵器国には自国民や同盟国に核を強要する権利があるのだろうか。核兵器による無数の人間の殺戮と引き換えに得られるような「平和」を果たして人民は希望しているのだろうか。インフォームド・コンセントなしの医療だけが時代遅れなのではない。核時代における民主主義政治の根本は支配する者と支配される者とのインフォームド・コンセントにあると考えられるのである。

エネルギー政策に関しても、政策立案の主体である側と政策の結果が及び得る人びととの間のインフォームド・コンセントの必要性はますますその重要性を増しつつある。特に、核エネルギー政策の場合、ひとたび苛酷事故が起きるならば、通常の対応では手の施しようもない混乱と悲劇を避けることができないのであるから、そうした危険を承知した上でのエネルギー選択であるかどうかは極めて重要である。チェルノブイリ原発事故でも明らかのように、被害規模はこの技術に

よつてもたらされる公益を遥かに超えていた。被害が国境を超えて他国まで達したことは、苛酷事故が予想される原発の建設においては、直接的周辺住民はもとより、被害が及び得る広範囲の、場合によっては他国の住民までが〈当事者〉であり得ることを示唆している。このような視点を欠いた、インフォームド・コンセントなしの原発政策は〈核の強要〉以外のものではないだろう。

こうして、核兵器によって維持される〈平和〉(nuclear peace) という強要からの解放と、原発によって維持される生活スタイルの強要からの解放は新しい人権問題として考え直す必要がある。

地球上には多くの国があり、人種、民族、言語、宗教、文化、歴史、習慣を異にする無数の人間が住んでいる。したがって、国と国との衝突もあれば、紛争もある。また、衝突や紛争は同じ国の中やさらに小さな単位のコミュニティの中にもある。米国の諸大学における平和学カリキュラムにおいて、「紛争解決」や「紛争処理」が大きなウェイトを持っているのは、そうした現実への対応として注目をあびている。日本でも、原発誘致の賛否をめぐる住民間の激しい対立があることはよく知られており、「紛争解決」のノウハウは重要な課題となりつつある。

開発、「むらおこし」、企業誘致などの地域振興に関して、住民の間に意見の対立があつても、一方の集団の選択が他方の集団の人権を侵害することがない限り、意見の対立を解消することはそれほど困難ではない。また、そうした問題の多くはそこに住んでいる住民だけに関係する場合がほとんどであり、地域内で処理することができる。しかし、原発の場合、そうは行かない。原発誘致をめぐる意見の対立が地域的利害対立を超越した国民的あるいは地球的問題であるのは五つの理由による。

その第一は、事故が発生した場合、被害を地域内に閉じ込めておくことは不可能だからである(被害の超地域性)。原

発事故による被害の超地域性は早くから指摘されていたが、一九七九年に米国で起きたスリーマイル島原発事故と一九八六年にソ連で起きたチェルノブイリ原発事故で実証され、世界に大きな衝撃を与えた。

第二の理由は、原発事故による放射能被害は直接の被害者のみでなく、胎児や遺伝子にまで影響を及ぼし、世代を超えた破壊的影響力を持っている可能性が非常に高いためである(被害の超世代性)。チェルノブイリ原発事故で被害を受けたヨーロッパの諸地域ではいうまでもないが、スリーマイル島周辺でも遺伝子障害に基づくと推定される生物異変がすでに数多く発見されている⁽²⁸⁾。

第三の理由は、原発技術と原発の運転から生じるプルトニウムと核兵器開発が密接に関係しているため、人類の平和的生存権の障害となっている核兵器を廃絶するためには、原発を放置しておくことができないからである(原発と核兵器との不可分性)。原発推進とセットになった核兵器の不拡散条約(NPT)には根本的な欠陥があり、この条約によって核兵器の拡散を阻止することは全く不可能である。

第四の理由は、原発によって供給されるエネルギー(電気のみ)が当初の思惑に反し、極めて高価であることが判明したからである(原発の不経済性)。かつて原子力によるエネルギー供給はもつとも安価で安定しているものであると期待されていたが、数十年の「実験」は期待を完全に裏切るものとなった。

第五の理由は、猛毒性廃棄物であるプルトニウムの最終処理方法がないことに象徴されるように、原発技術は未完成であり、原発の稼動は「試運転」段階にしかないのである(原発技術の未熟性)。百歩譲っても、技術が確立するまで、原発は試験炉のみとし、「実用炉」はすべて直ちに廃炉にするべきである。

厄介なのは、原発に関する意見の対立は、タバコの「分煙」のような「棲み分け」によって解決することができないこ

とである。タバコの場合は、きれいな空気を吸いたい、副流煙の犠牲はご免だという非喫煙者の願いが実って禁煙空間は広がり、米国の国内飛行機便はすべてで、日本では一部の航空会社で、飛行中は全面禁煙になった。カリフォルニア州のように、レストランやバーを含むあらゆる公共の場所での喫煙をさえ禁止している州もある。米国では喫煙派の人権と禁煙派の人権が衝突した場合、喫煙派の譲歩が原則化しており、喫煙者は禁煙者の自由を尊重する義務が課せられている。

原発は安全で、経済的で、クリーンなエネルギーだといまなお信じて疑わない人がいる。他の化石燃料は有限だが、原発の燃料となるプルトニウムは無限であり、他の化石燃料のように二酸化炭素を排出して地球温暖化を促進することもなく、最もすぐれた燃料だと主張する人がいる。すでに「折り返し不可能地点」(the point of no return) を過ぎており、原発のない世界に戻することは不可能だと諦めを迫る人もいる。だが、こうした信念や主張が通用しないことは前述した通りである。また、原発のある国は世界三十四か国にとどまっており、原発による電気の供給量は全体の十七・一%、全エネルギー量の僅か六・四%に過ぎない(一九九六年現在)。いまなら、原発からの全面的撤退はまだ間に合うのである。

(5)

平和運動にも文化間の差、世代間の差があるのは当然だが、伝統的な日本の平和運動は、一般化はできないとしても、かなり観念的かつ抽象的であり、生活スタイルとの差があり過ぎるように思われる。日本の平和運動はまるで〈季語〉でもあるかのように、毎年、春から夏にかけて活性化する。マスコミもそういう体制をとっており、他の季節に平和について考える市民集会などがあっても関心の度合いは低い。平和運動が平和意識という裏付けを欠き、マンネリ化、イベント化、形骸化の悪弊に陥っているせいではあるまいか。八月六日のイベントのために〈動員されて〉広島や長崎にやってくる

るだけでは余りにも虚しい。平和的ライフスタイルについて真剣に考え、学ぶことが、日本の平和運動にとっては殊のほか重要と思われる。

メキシコ市に短期間滞在していた二十年ほど前のことだが、名物の闘牛を見に行こうとして若いカップルに道を訪ねたところ、二人は旅行中のドイツ人で、地図を広げて親切に道は教えてくれたが、逆に「あなたは、あんな残酷な動物虐待のどこが面白いのですか」と聞かれ、目から鱗の落ちる経験をしたことを思い出す。また、一九八二年六月のニューヨーク市で行われた百万人平和集会に参加したとき、毛皮などの皮革製品のために、何頭ものキツネやミンクが殺されることに反対している平和団体があつて、人間中心主義の文明について反省を迫られたことがある。

これはみずからについての反省でもあるが、欧米で出会う平和研究者や平和団体の専任職員的生活スタイルからは平和の意味について学ぶことが非常に多い。ドイツで、ある高名な平和研究者の家の客人になったことがあるが、朝早起して朝食の準備をするのは夫だった。妻と子どもは食事の準備ができたころ起きてくる。知り合いの米国人で平和運動に熱心な社会学者の家でもそうだった。たばこを吸う平和研究者には滅多に会ったことがない。また欧米の平和運動家や平和学者に接触してみても気づくのは菜食主義者が圧倒的に多いことである。闘牛と皮革製品についての経験を振り返ってみると、あゆるとき私を捉え、私の記憶に刻印されたものは、平和的生活スタイルの中から自然に生まれてきた平和思想であり、平和の実践だった。

「共生」という日本語が仏典にあるということを知ったのは比較的最近のことだが、この語との最初の出会いは二十年ほど前のことでギリシャ語の「シンビオーシス」(symbiosis)の訳語としてだった。古典の中に西洋と東洋の共通性があるということは単なる偶然ではなく、かつて仏者が「共生」で求めていたものと、ギリシャの古人が「シンビオーシス」

で追求していたものが、合い呼応して復権し、新しい生命を得て現代人の生活スタイルを創造しつつあることの証左であって、両者への回帰には現代の科学技術文明に対する共通の視座があることを示唆しているのではなからうか。

環境保護運動では「地球にやさしい」という標語があつて、一定の広がりを持つてきているが、地球にやさしい平和な社会は、同時に、動物に対しても人間に対してもやさしい共生を原理とした社会のはずである。むかし、インドのジャイナ教では、その徹底した非暴力主義の掟ゆえに、鳥獣、魚、虫、草木への危害さえ慎むことが厳守されたため、食べるものがなくなり、修行僧は断食の末について死を選ぶほかに道がなかったということだが、そうした極端な例を念頭におきつつ考えるならば、そこまで行かなくても十分避けることのできる動物虐待が行われていることに気づく。先に言及した闘牛はもちろんだが、闘犬や闘鶏も動物虐待であり、廃止すべき悪習といわなければならぬ。

西洋の平和学者は「平和を望むなら平和に備えよ」(Si vis pacem para pacem) というラテン語のパロディーを好んで口にするが、これはもともとは「平和を望むなら戦争に備えよ」(Si vis pacem para bellum) という格言だった。「平和を望むなら戦争に備えよ」というのは、いうまでもなく、軍事力の強化である。強い常備軍を持っていれば、外敵の攻撃に有効に対処することができるといわけである。これに反して、「平和を望むなら平和に備えよ」という思想は、軍事的な手段によつてではなく、非暴力的な手段によつて紛争を解決することを指向しつつ、不断の「国造り」、「人造り」に励むことを意味する。それは、具体的には安全保障の概念を軍事に限定せず、総合的安全保障という観点から、平和学でいつているような、経済的安定、快適で安全な環境、基本的人権の尊重を始め、公正な法の執行、働き甲斐のある職場、政治的自由と政治プロセスへの参加、社会的な調和と秩序、民主的な人間関係、福祉の充実などを指している。要するに、紛争や戦争の発生しにくい社会の創造がポイントとなる。こうした社会創造へのプロセスが「平和への備え」にほかならない。

そして、この平和への備えが軍縮をもたらすのである。

「民主主義国家同士は戦争をしない」といわれるが、それは民主主義的成熟が、とりもなおさず「平和への備え」であることを物語っている。民主主義という概念は比較的・相対的なプロセスを意味する。⁽²⁹⁾したがって、完全な民主主義国や民主主義ゼロという国は現実には存在しない。しばしば北歐諸国が民主主義のモデル地域として挙げられるのは、それらの国々における民主主義の成熟度が相対的に高いということに過ぎない。民主主義の完成は人類が目指すべき永遠の課題であり、理想であって、「平和への備え」と同様、理想へ向けての日常的なプロセスの積み重ねが重要なのである。米国を代表する平和主義者のA・J・マストは「平和への道はない。平和が道なのである」(There is no way to peace; peace is the way)という味わい深い言葉を残しているが、「平和への道」が日常的なプロセスであり、学習過程(learning process)であることを見事に言い当てている。⁽³⁰⁾

しかし、日常的な学習としての「平和への道」は決して平坦な道ではない。たとえていうならば「戦争への道」は滑らかな下り坂であり、「平和への道」は凹凸のはげしい上り坂である。また、「戦争への道」には興奮があるが、多くの場合、「平和への道」は退屈でもある。「戦争の道徳的代替物」を書いたウィリアム・ジェームズは、人間と戦争との関わりについて、戦争という「血湧き、肉踊る」壮大なドラマに憧れる若者の心情、社会の熱狂、政治家の情熱、メディアの興奮に匹敵するような精神的な「代替物」はあるのだろうかという疑問を抱いてあの論文を書いた。⁽³¹⁾命がけで共に戦った戦場の友情、任務遂行がもたらす満足心、愛国心の発露、「同期の桜」という帰属意識など、戦争の記憶がもたらす快感に酔い、懐古する旧軍人の話を私たちはしばしば耳にする。勝ちいくさならなおさらだろう。エラスムスは「戦争は戦争を知らない者には甘美である」(dulce bellum inexpertis)と自らは戦争に参加しないで済む王侯貴族らのような傍観者の戦

争観を批判したが、戦争を知っていて、過酷な経験をしてきた元兵士たちでさえも、かけがえのないものとして戦場体験を懐かしむのは、ドストエフスキーが繰り返して述べている記憶の魔術のせいである。どんなに過酷で、屈辱的で、悲惨な経験であっても、記憶という魔術師はそれらの歳月の暗い部分を忘却の淵に押しやっけてしまひ、想起できる限りの明るい部分のみを記憶として脳裏に刻むという。過酷で、屈辱的で、悲惨な敗戦であっても、「皇国の勇士」であつた戦場体験をノスタルジックに懐古し、あるいは落涙しつつ、あるいは失われた青春を慨嘆しつつ、それにも拘わらずなお勇ましい軍歌を歌い、なおかつそれに酔いしれる旧軍人たちが多いのはこの記憶という魔術師の仕業のせいである。「戦争への道」は滑らかな下り坂だといつたのは、こうした記憶のメカニズムの中では他国を侵略し、その都市を破壊し、踏み荒し、他民族に大規模な危害を与えたという懺悔の気持は育ちにくく、「いつか来た道」を駆け降りて行く危険性が高いと思われるからである。「不戦兵士の会」のような、自覚的に暴力を否定し、戦争への参加を反省し、ファシズムの再来を警戒する、民主主義的成熟度の高い非暴力主義的集団との差は歴然としている。

一九九八年初春、第二次ペルシヤ湾岸危機と言われた米国とイラクの対立を米国の大学町ケンブリジで体験したが、戦争へと傾いて行く米国社会の一面と、これに抵抗するもう一つの動きとの葛藤をつぶさに観察することができた。イラクのサダム・フセイン大統領をヒトラーの再来のように描き、イラクを「ならず者国家」(rogue state)として罵倒し、「征伐」の対象と決め付ける報道が、ほとんど四六時中、怒涛のように茶の間に飛び込んできた。米国の放送局であるCNN、CBS、NBC、フォクスニュースなど、どのチャンネルをひねっても似たり寄つたりの扇情的報道だった。「メディア・ハブ」とか「メディア・フレンジー」と呼ばれる過熱化した報道姿勢はまさしく「戦争のけしかけ」そのものだった。テレビの登場人物は「イラク征伐」を主張するタカ派の人物ばかりで、非軍事的解決を主張するハト派や批判派の登場はゼ

口に近かった。米国の良心ともいふべきラムゼイ・クラーク(元司法長官)、ノーム・チョムスキー(MIT教授)、トーマス・ガンブルトン司教(Pax Christi創設者)、ウィリアム・S・コフィン(元ニューヨーク・リバーサイド教会牧師)、ハワード・ズイン(ボストン大教授)、リチャード・フォーク(プリンストン大教授)、ダニエル・エルズバーク(元政府高官)、エリーズ・ボールドディング(元国際平和研究学会会長)、チャールズ・オバビー(「第九条の会」創立者)など、反戦平和主義の面々はついに登場しなかった。

米国は空襲や国土の戦場化を経験したことのない唯一の大国である。国民のほとんどは戦争の実態をまったく知らない。彼らは、空から爆弾が落ちてくる、どこからかミサイルが飛んでくる、そして町が破壊され、多くの人々が殺されるといったような恐怖の経験をしたことがなく、そうした光景はせいぜい映画やテレビでしか知らない。米国には原爆ドームに相当するものはない。英国のコヴェントリ市に屹立する半壊の教会のような空襲の象徴もない。往時のドイツの首都ベルリンを壊滅させた激戦を語り伝えるヴィルヘルム二世教会もない。米国以外の諸国民の多くは、ヨーロッパであれ、アジアやアフリカであれ、敵機の空襲で手足を失い、逃げ惑い、家を失い、親子ばらばらになり、赤ん坊が死んだ母親にしがみついて泣き叫ぶなどの悲惨な民族的体験として持っている。米国土内が戦火に包まれたのは南北戦争という遙かな過去の内戦だけであり、二十世紀における米国の戦争はすべて日常生活とはかけはなれた、遠い海外での出来事ではなかった。前述したように、米国の退役軍人が、八十歳代から二十歳代までのあらゆる年齢層に居るのは二十世紀における米国がいかにも多くの戦争をしてきたかを忠実に反映している。日清戦争と日露戦争に勝利をおさめ、第一次世界大戦にも参戦して戦勝国となった戦前の日本国民が好戦的であったように、特に第二次世界大戦後の米国民は基本的にはかなり好戦的であり、「世界の警察官」を自認している。軍事的介入はほとんど米国のお家芸である。ハーヴァード大学のような学府には、

陸・海・空三軍と海兵隊のエリート士官たちが軍からの派遣で長期研修にきており、クラスでの討論にも積極的に参加して、「戦争文化」の形成と維持に一役買っている。

一九九〇年代の米国ではもはやベトナム戦争敗北の後遺症はほとんどいっていいくらい感じられない。ペルシャ湾岸戦争での電撃的勝利は米国の「戦争文化」を甦らせた。湾岸戦争直後の米議会がスタンディング・オーヴェイションでブッシュ大統領を称えた光景は世界中に報道された。米国に勝利をもたらしたブッシュ大統領の人気は絶頂に達し、大統領再選確実とさえささやかれた。將軍たちはみな英雄視され、統合参謀本部議長コーリン・パウエル將軍はしばしば次期大統領候補に挙げられる始末である。世紀の大戦争犯罪だったヒロシマ・ナガサキへの原爆投下を肯定する国民は現在でも多く、いわゆる「スミソニアン論争」で対立した原爆投下肯定派とその批判派の対立では、議会やマスコミは前者を支持し、エノラゲイ展を企画したマーティン・ハーウィット館長はほどなく辞任に追い込まれた。

米国が世界一の銃社会であるのは、暴力という究極的手段に訴えて問題を解決しようとする「戦争文化」の当然の帰結ではなからうか。夫婦喧嘩のすえの射殺、精神異常者の乱射、警官による容疑者の性急な射殺など、銃社会ならではの人はほとんど日常的に起きている。訪問先を間違えた日本人高校生が銃の犠牲になった事件は記憶に新しいが、高校生や中学生、はては小学生までが学校に銃を携行して、殺人事件を起こす。学校側は空港並みの厳しさで登校してくる生徒のボディチェックをせざるをえない。生徒たちはテロリストやハイジャッカー同様、不信の目で見られている。不信が支配する学校でも教育は可能なのだろうか。

もちろん、だからといって、米国社会を「戦争文化」一色であるかのように速断するのは誤りである。「戦争文化」と対立する「平和文化」も米国の精神風土を特徴づけているもう一つの草の根の文化的鉅脈だからである。第二次ペルシャ

湾岸危機の土壇場で戦争への傾斜を覆すきっかけを作ったのは、CNNが企画したオハイオ州立大学における生中継のテレビ討論集会だった。ホワイトハウスからやってきた三人の政府高官は自国の「平和文化」を過小評価していた。イラク攻撃の論理はこの地方大学でことごとく論破され、その光景は米国全土はもとより世界中へ生中継された。テレビ、ラジオ、新聞の論調は一夜にして変わった。実に鮮やかな草の根の民主主義の勝利だった。

米国の場合、国民の声が政治に反映される可能性は他国に比べかなり高い。国民の多くが大統領や議員にせつせと手紙を書き、ファクスを送り、電話をかけ、電子メール (email) を送る習慣はそうした可能性が高いことの証拠である。大統領や議員も積極的に返事を出す。大統領と国民の関係、議員と選挙民の関係は直接的かつ具体的である。選挙で選ばれることの意味を日常的なレベルで経験することができる。第二次ペルシャ湾岸危機の際にも国民からの声は大統領や議員たちに確実に届いていた。広島市民団体「くさのね」は、イラク攻撃の危機が高まった最後の約二週間、毎日のようにホワイトハウスに英文で書かれた戦争反対のファクスを送り続け、運動への参加者は六百人を超えた。オハイオ州立大学の出来事といい、広島から送られたファクスといい、草の根の市民が政治を動かすことができるのだという期待感、政治への積極的な参加意識を高めるシステムとしてもことのほか重要と思われる。

「アボリション2000」(Abolition 2000) という電子メールの国際的ネットワークによる核廃絶運動は、現在、米国の平和活動家を中心にグローバルな展開を見せているが、この運動を支えているのは米国における硬質の「平和文化」である。廃絶、ないし廃止を意味する「アボリション」という言葉は十九世紀の米国では奴隷制度廃止運動を意味した。米国南部の経済的・下部構造を支えていた奴隷制度は経済システムの本質的構成要素だったから、その廃止運動は非常識かつ非現実的な理想主義として非難された。しかし、奴隷制度は人々の予想を裏切って見事に廃絶された。人々は米国へ理想を抱

いて移住してくる。米国では個人的夢や大きな理想が実現されやすいからである。

理想を追求する人々の運動が強力な政治的意思決定と結びつくとき、世に変更不可能なものはない。「発明されたものを元に戻すことはできない」(You cannot disinvent what you have invented) それゆえ核兵器は廃絶できないと人はいう。そうだろうか。奴隷制度は廃止されたではないか。南アのアパルトヘイトも廃止されたではないか。生物兵器や化学兵器も廃絶へと追い込まれているではないか。核兵器だけは廃絶できないという特別な理由があるのだろうか。なるほど、核抑止体制が米国という唯一の超大国の基本的軍事戦略であり、米国の外交能力の切り札であり、経済システムに深く食い込んでいるのは事実である。簡単に核抑止体制を放棄できるわけではない。しかし、だからといって、核兵器の廃絶を不可能だと考え、「夢のまた夢⁽³²⁾」と断ずるのは性急な悲観論といわねばならない。なぜなら、人為的に創り出したものは、条件さえ満たされるならば、人為的に廃絶できるからである。廃絶不可能と信じられていた奴隷制度の息の根を止めた米国民の輝かしい歴史は人間の可能性のすばらしさを示している。

実際、核兵器廃絶の最大の障害と思われていた当の米国で、予想を裏切るような急進的な核廃絶運動が登場してきている。元将軍たちの核廃絶運動がそれである。ジョージ・リー・バトラー、アンドウルー・グッドパスター両元将軍たちを始めとする高級軍人による核廃絶運動は、彼らが核兵器の性能を熟知している専門家集団であるだけに、これまでの平和運動とは著しく性格を異にする新しい社会現象として注目される。ロバート・マクナマラ元国防長官の場合も、ベトナム戦争を政策上の間違いだったと告白し、核兵器廃絶を主張するにいたっている。

核廃絶の論理を一步進めて考えるならば、二十世紀の軍隊そのものも廃止されるべき制度であって、奴隷制度との共通性を持っているといえよう。軍隊という暴力集団は国家的な事業であるがゆえに、その存在は政治的にも経済的にも社会

構造に深く食い込んでいゝる。特に軍隊と兵器産業の不可分の関係は「軍産複合体」(Military-Industrial Complex)として知られ、二期八年間の任期を終えてホワイトハウスを去るにあたり、アイゼンハワー大統領がもつとも憂慮した社会病理学的現象である。第二次世界大戦の英雄だった元職業軍人の大統領が、その辞任演説で軍産複合体の破壊的影響に対して警告を発するという異例の事態は余程のことだったからに相違ない。

米国はよく「やり直しの可能な社会」だといわれるが、元国防長官や元将軍がかつての立場を反省し、反戦平和主義者に豹変するのもそうした文化があるからだと思われる。高校時代の落第生が大学で頭角を現わす。地方のコミュニティーカレッジ(短大)出身者が四年制の大学に進み、やがて名門大学で博士号(Ph.D.)を取得し、大学教授になる。妻として母親として十年も二十年も子どもや夫の世話をしてきた女性が大学院生に戻り、よりよい学歴を得て高額所得者になる。結婚したら、大抵のことは我慢して「添い遂げる」のが夫婦の道であると信じられている日本と違い、簡単に離婚して人生をやり直す。致命的なスキャンダルで大統領辞任に追い込まれたりリチャード・ニクソンは晩年には評論家として華々しく甦った。米国社会には人生の再出発がいろんな時期と段階に準備されている。

ややうがった見方をするならば、こうした「文化」はキリスト教の「悔い改め」という教義に根差しているのかも知れない。実際、多くの米国人は神の前に罪人であることを告白し、悔い改め、キリストを救い主として受け入れ、敬虔な信仰者として「生まれ変わる」という宗教的経験をもっている。伝道者として一時代を風靡したビリー・グレイサム(Billy Graham)牧師の成功は「やり直しの可能な社会」の実態を見事に反映している。また、このような生活スタイルは米国人の思想の特徴であるプラグマティズムによってさらに強化されているということができらるだろう。

米国はいびつな巨人である。夜の一人歩きが危ぶまれるほど治安が悪い。大学のキャンパス内でさえレイプが発生する。

賑やかな都会の街角には必ずといっていいほど物乞いがある。鍵を掛けておいても物が盗まれる。自動車がそうであり、大学の研究室においてあるパソコンがそうである。そして、前述したように、簡単に銃が使われ、人びとが銃の犠牲になる。大統領や大統領候補者でさえ凶弾に倒れた。

だが他方で、米国はいまだに「希望の新大陸」であり、「アメリカン・ドリーム」実現への熱い思いを抱いて移民してくる外国人は後を絶たない。いったい、米国の魅力はどこにあるのだろうか。経済的な魅力、草の根の民主主義、自由、個性の尊重など、理由は多々あるだろう。個人の夢や潜在的可能性が実現されやすいという面もあるだろう。米国には篤志家が多く、社会的にも個人的にも窮状にある人びとに援助の手を差し伸べる。欧州諸国と比べ、社会福祉制度は立ち後れているが、相互扶助が案外浸透しており、教会が中心になって行われるチャリティや福祉活動も顕著である。難民の受け入れでも群を抜いている。この二十年くらいの間におけるベトナム人や中国人移民の激増は目を見張るばかりである。冷戦終結後にはロシア人が急増している。アフリカ系米国人やその他のマイノリティ集団に属する人びとがアフアーマティヴ・アクションによって救われる場合も多い。第二次世界大戦中に強制的に収容所へ送り込まれた日本人や日系米人への謝罪と補償も行われた。

そして、何よりも鳥獣が人間を恐れない。「もう一つの米国」は動物や環境へのやさしさに意を注ぐ。レーチェル・カーソンが発表した『静かな春』(Silent Spring, 1962)に米国人は驚き、環境破壊と「自然の権利」侵害に関して自己批判した。『静かな春』は環境問題に世界が目覚め、「公害」という新しい日本語が誕生するきっかけともなった。鳥獣は正直である。米国の野原や緑の多い住宅地にはリスやウサギなどの小動物、ツグミやカケスなどの小鳥たち、その他の数多い自然の仲間たちが戻ってきた。自然に対する姿勢が西洋と日本とで逆転しているように見えるのは、本来、仏教で言う一切衆上の

教えのもとにすべの生あるものとの共生を習慣としてきた日本が、近代化の途上で直面し、受容した西洋合理主義の自然に向けた対決姿勢が西洋でのそれ以上に徹底していたからと思われる。

動物や環境へのやさしい配慮、他人へのおもいやり、異文化への理解といったソフトな関係の構築は、その気さえあれば誰にでもできる「平和への備え」だということができる。「平和への備え」は決して政治家や外交官だけの専管事項ではない。むかし、ジョルジ・クレマンソーというフランスの政治家は「戦争は軍人に任せておくには余りにも重要である」と言ったというが、平和もまた、政治家や外交官に任せておくには余りにも重要である。日本とアジア諸国との関係についていうならば、謝罪や和解の面では政治家や外交官にはできないことを草の根の人びとがやっている。東京・高田馬場教会の尾山令仁牧師がフィリピンへ謝罪の旅に出たのはすでに一九五〇年代のことだった。隅谷三喜雄東京女子大学長（当時）を団長とするキリスト者大学教授の平和使節団も一九七〇年代に訪韓し、日韓関係の修復に意を注いだ。もちろん、「平和への備え」は国際間に限ったことではない。「平和への備え」は個人の平和的ライフスタイルから始まるということもいい。米ノートルダム大学のジョージ・ロペスは「平和学を教えているのに、教師にも学生にも変化が見られないとしたら、それは失敗である」という趣旨のことをいっているが、「平和への備え」への真剣な取り組みには人を改造する力がある。平和学をはじめから煙草をやめた人がいる。煙草は非喫煙者への暴力だと感じ始めたからである。他の個所でも触れたように、平和学と取り組む研究者や学生には菜食主義者が多い。殺生への反省があるからである。

そうした日常的な「平和への備え」の積み重ねが平和を創造する土台となるのである。「軍縮が平和を創るのではない。平和が軍縮を促すのである」というガルトウングの言葉もそのような文脈で理解すべきだと思う⁽³³⁾。もちろん、カナダ平和研究所の故アラン・ニューカムが証明したように、軍備と戦争には相関関係があつて、軍備に力を入れれば入れるほど戦

争に突入する可能性が高まってくる。つまり、「戦争に備える」軍拡は近隣諸国への脅威にはなっても、決して「平和に備える」ことには繋がらない。⁽³⁴⁾ ペルシヤ湾岸戦争の教訓は、隣国イランに対抗させるためにイラクに大量の武器を供与した米国ほかの国々の外交上の失敗であると同時に、「平和に備える」ことを怠り、基本的人権を顧みなかった専制国家クウェートの脆弱性だったということである。

平和と人権が表裏一体であるように、民主主義と安全保障は不可分の関係にある。民主主義を欠如した東欧諸国の安全保障体制の脆弱さは痛ましいほどだった。冷戦終結の歴史的教訓は、安全保障を軍事力に矮小化した「力の対決政策」の不毛を証明したことにある。個人間や小集団間の力関係が腕力や武力であった時代は遠い過去のことである。もちろん、腕力や武力が「物を言う」場合が完全になくなったわけではない。しかし、大勢は、もはや腕力や武力の時代ではなく、知力や経済力の時代なのである（知力や経済力が暴力となり得ることについてはここでは論じない）。それは、いまなお強大な軍事力を保有しているロシアの国際的地位の低さから考えても明白である。にもかかわらず、国家間の力関係だけはいまなお軍事力の強弱にあるという時代錯誤の幻想が支配層の間に強力に残っているのは、不思議というほかない。確かに、ペルシヤ湾岸戦争はこの幻想を強化する役割を果たした。しかし、幻想は幻想に過ぎず、総合的安全保障政策への政策転換は時間の問題になってきている。

注

- (1) Dasgupta, Sugata: "Peacelessness and Maldevelopment", *IPRA STUDIES IN PEACE RESEARCH. Proceedings of the International Peace Research Association Second Conference. Vol. II - Poverty, Development and Peace*, Van Gorcum & Comp. N. V., Assen, 1968.

- (2) Dencik, Lars: "Peace Research: Pacification or Revolution? Notes on an Intra-Peace-Research Conflict", *IPRA STUDIES IN PEACE RESEARCH. Proceedings of the IPRA Third General Conference*. Vol. I, Assen. 高柳先男「『平和研究』の新展開—オスロIIフランクフルト・ラインを中心として」、『国際問題』第一七七号、一九七四年。
- (3) Senghaas, Dieter (Hrsg.): *Kritische Friedensforschung. Zweite Auflage*. Frankfurt, a. M., 1972.
- (4) Boulding, Kenneth: *A Primer on Social Dynamics. History as Dialectics and Development*, 1970.
- (5) Galtung, Johan: "Violence, Peace and Peace Research", *Journal of Peace Research*, Vol. VI, No. 3, 1969.
- (6) 坂本義和編『暴力と平和』、朝日新聞社、一九八二年。
- (7) Boulding, Kenneth: "Twelve Friendly Quarrels with Johan Galtung", *Journal of Peace Research*, Vol. XIV, No. 1, Oslo, 1977.
- (8) Picht, Georg / Wolfgang Huber: *Was heisst Friedensforschung?*, Klett/Kösel, 1971.
- (9) 一九九二年二月五日付朝日新聞「ひと」欄。同二月二十八日「天声人語」。九三年八月八日付同紙「主張・解説欄」。
- (10) 『隠された公害』、『自動車絶望工場』、『労働現場の叛乱』、『失業』、『日本の原発地帯』、『ロボット時代の現場』、『大災害』ほか。
- (11) 小川隆吉「北海道におけるアイヌ民族の問題」、日本平和学会編『平和研究』第十二号、一九八七年。
- (12) 市井三郎『近代への哲学的考察』、れんが書房、一九七二年。
- (13) Sivard, Ruth Leger: *World Military & Social Expenditures 1987-1988*, World Priorities, 1989. 加えて、最近ではエイズによる死亡者が増えており、状況はさらに悪化している。同書、第十六版、一九九六年。
- (14) Dencik, *op. cit.*
- (15) この部分の記述は *Z Magazine*, February 1997 を参考にした。
- (16) *ibid.*
- (17) 『解放の哲学をめざして』、有斐閣新書、一九八六年。
- (18) 福田真弓編著『主人』ということば』、明石書店、一九九三年。
- (19) Reardon, Betty: *Sexism and War System*, 1985. 山下史訳『性差別主義と戦争システム』、勁草書房、一九八八年。
- (20) セクハラを理解に関しては金城大学の武田万里子さんとハーヴァード大学の中山道子さんに多くを負っている。

- (21) Barnett, Richard J.: *Roots of War*, Athenum, 1972.
- (22) Montagu, Ashley: *The Nature of Human Aggression*, Oxford University Press, 1976. 尾本恵市・福井伸子訳『暴力の起源』、とうきょう社、一九八二年、一九八六年。
- (23) Brock-Utne, Birgit: *Educating for Peace: A Feminist Perspective*, New York: Pergamon Press 1985.
- (24) ハーヴァード・ロースクールにおける Albie Sachs の講義 (一九九八年春学期)。
- (25) Wheatherrall, William & George de Vos: "Ethnic Minorities in Japan", Willem Veenhoven, ed.: *Case Studies on Human Rights and Fundamental Freedoms. A World Survey*. Volume 1, Martinus Nijhoff, The Hague, 1975.
- (26) 杉本良夫・ロス・マオマ著『日本人は「日本的」か』、東洋経済新報社、一九八二年。
- (27) Cf. Nakane, Chie: *Japanese Society*, University of California Press, Berkeley, 1970; Doi, Takeo: *The Anatomy of Dependence, Kodansha International*, Tokyo and New York, 1973.
- (28) 特に次を参照。"Animals Died at Three Mile Island" 及び "People Died at Three Mile Island" in Wasserman 1962, Harvey & Norman Solomon: *Killing Our Own. The Disaster of America's Atomic Radiation*, Dell Pub. Co., 1982. 及び「比較的最近の三マイル島の状況をルポした映像資料としては次のものがある。"Three Mile Island Revisited" # 301, Enviro Video (Box 311, Ft. Tilden, NY 11695), 1992.
- (29) Cunningham, Frank: *Democratic Theory and Socialism*, Cambridge University Press, Cambridge and New York, 1987. 中谷義和訳『民主主義理論と社会主義』、日本経済評論社、一九九二年。
- (30) Barash, David P.: *Introduction to Peace Studies*, Wadsworth Publishing Company, Belmont, 1991.
- (31) James, William: "The Moral Equivalent of War" in *Memories and Studies*, Longman, Green, New York, 1911.
- (32) 吉田康彦「核廃絶は『夢の夢』か—NPT体制恒久化とIAEAの核査察」、『軍縮問題資料』No. 178, 一九九五年九月号。
- (33) Dietrich Fischer in Foell, Earl and Richard Nenneman, eds.: *How Peace Came to the World*, MIT Press, Cambridge and London, 1986.
- (34) Alan Newcombe and Ruth Klaassen. eds.: *Global Peace/War Issues*, 1978.